新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る

道路運送法第78条第３号による許可申請書

令和２年　　月　　日

　　　　　運輸支局長　殿

住所

　氏名又は名称

代表者　　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業を継続するとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供したいので、道路運送法第78条第３号の規定により申請します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 |  |
| 自動車登録番号  又は車両番号 | 別紙のとおり |
| 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可番号 |  |
| 運送しようとする期間 |  |
| 運送しようとする貨物の種類及び数量 |  |
| 運送しようとする区域  （営業区域内） |  |

＜添付書類＞

　□旅客輸送の需要減少を証する書類

　□従業員の雇用継続を証する書類

　□トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | 乗務する運転者 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

有 償 運 送 許 可 証

令和２年　　月　　日　　　運輸第　　　号

運輸支局長　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 |  |
| 自動車登録番号  又は車両番号 |  |
| 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可番号 |  |
| 有償運送許可期間 |  |
| 運送する貨物の  種類及び数量 |  |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

（条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。）

条　件

　１．この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。

２．本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。

　３．貨物はトランク内に限って積載すること。ただし、事務連絡（※）２．（２）ただし書を遵守して座席スペースに積載する場合は、この限りでない。

　４．貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。

　５．貨物及び旅客を同時に運送しないこと。

　６．貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。

７．この許可証は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（令和２年４月21日付事務連絡）